

## 議事日程第1号

平成24年5月8日(火)

- 第1 会期の決定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 議案上程(議案第45号から第54号まで)  
提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
  - 第4 議会案上程(議会案第29号)  
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
  - 第5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
  - 第6 議会広報特別委員会委員の辞任
  - 第7 議会広報特別委員会委員の選任
  - 第8 男鹿市農業委員会委員の推せん
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

---

## 欠席議員(なし)

---

## 議会事務局職員出席者

事務局長 江畑英悦

副事務局長 木元義博  
主 査 湊 智志  
主 査 武田健一

---

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部幸男  
教育長 杉本俊比古  
総務企画部長 山本春司  
産業建設部長 渡辺敏秀  
企業局長 佐藤稔  
財政課長 目黒重光  
生活環境課長 齊藤豊  
福祉事務所長 鈴木金誠  
観光商工課長 松橋光成  
下水道課長 千田俊彦  
会計管理者 石川静子  
生涯学習課長 鎌田和裕  
農委事務局長 高橋郁雄  
選管事務局長 (総務企画課長併任)

副市長 伊藤正孝  
監査委員 湊忠雄  
市民福祉部長 加藤透  
教育次長 小玉一克  
総務企画課長 原田良作  
税務課長 杉本光  
子育て支援課長 天野綾子  
農林水産課長 佐藤喜代長  
建設課長 伊藤岩男  
病院事務局長 船木道晴  
学校教育課長 鈴木雅彦  
監査事務局長 杉山武  
企業局管理課長 船木吉彰

午前10時05分 開 会

○議長（吉田清孝君） これより、平成24年5月臨時会を開会いたします。

---

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

11番米谷勝君、12番高野寛志君を指名いたします。

---

日程第3 議案第45号から第54号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第45号から第54号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

【職員朗読】

議案第45号 平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

議案第46号 平成23年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

- 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議案第 5 0 号 男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 5 1 号 男鹿東中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について
- 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

---

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成 2 4 年 5 月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、平成 2 3 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分、男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分、男鹿東中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結、平成 2 4 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）など 1 0 件であります。その提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、市税等の領収印の日付誤りについてであります。

本年 4 月 2 日から 2 5 日までの間、会計課窓口で取り扱った市税、税外収入及び水道・ガス料金・下水道使用料等の領収書に押印した領収印の日付誤りが、市民からの指摘により判明いたしました。

日付の誤りは、領収年次が「平成24年」であるべきところを「平成23年」としていたものであります。

誤った日付で発行された領収書は、市税が47人で73件、税外収入が13人で18件、水道・ガス料金・下水道使用料等が11人で13件となっております。

このうち、市税の領収書につきましては、会計課の職員が納入者を訪問するなどし、正しい日付の領収書に差し替えていただいたところであります。

また、税外収入及び水道・ガス料金・下水道使用料等の領収書につきましては、正しい日付の領収印を押印した領収書を、差し替えをお願いする文書とともに簡易書留郵便で納入者に送付いたしました。

市民並びに議員の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことを起こさぬよう、厳重に注意したところであります。

次に、児童虐待事件についてであります。

本年4月10日、脇本在住の39歳の父親が、市内小学校3年生の長男に、しつけと称して暴力を振るい、けがを負わせたとして、男鹿警察署に傷害の疑いで逮捕されました。

この児童につきましては、当該小学校の担任教諭及び校長が家庭訪問し、保護者に対して体罰をやめるよう指導をしまいましたが、改善が見られなかったことから、本年2月下旬、県中央児童相談所は、この児童を保護したものであります。

市といたしましては、このような事件が再び起こることがないように、男鹿市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の発見及び対応の検討など、児童虐待の未然防止に努めているところであります。

次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第45号平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成24年3月定例会以降、平成23年度地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第46号平成23年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成24年3月定例会以降、一般被保険者療養給付費に不足が生じたことから、その予算措置について、平成23年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第47号平成23年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成24年3月定例会以降、保険事業勘定において介護報酬の平成24年度改定に伴うシステム改修費の予算措置について、平成23年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第48号平成23年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分及び議案第49号平成23年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてであります。

本2件は、平成24年3月定例会以降、平成23年度市債の確定等に伴う予算措置について専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第50号男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例など、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第51号男鹿東中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、男鹿東中学校屋内運動場建築工事請負について、本年4月24日に指名競争入札を執行した結果、藤田建設株式会社代表取締役 藤田隆一が、2億8千194万3千900円で落札したので、本契約を締結するものであります。

次に、議案第52号から議案第54号までの3件は、本年4月3日から4日にかけての暴風等被害に係る災害復旧関連等の補正予算であります。

議案第52号平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）は、農業生産施設及び漁業生産施設等の復旧支援費並びに公共施設復旧費のほか、なまはげライン交差点

改良工事費を措置したもので、歳入歳出それぞれ5億770万円を追加し、補正後の予算総額を169億1千770万円とするものであります。

議案第53号平成24年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、汚水施設の災害復旧費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、補正後の予算総額を15億4千672万7千円とするものであります。

議案第54号平成24年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、処理場及び汚水施設の災害復旧工事費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ801万円を追加し、補正後の予算総額を1億3千765万4千円とするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第45号、第50号及び第52号について、山本総務企画部長の説明を求めます。山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長(山本春司君) おはようございます。

それでは、私から、議案第45号、第50号及び第52号について一括して補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第45号平成23年度男鹿市一般会計補正予算(第10号)について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

本補正予算は、3月定例会以降、歳入においては、地方交付税及び市債等が確定したこと、また、歳出においては、歳入の確定に伴う財源振替のほか、財政調整基金への積立金などについて措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このとおりの承認賜りたいというものでございます。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6千115万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ180億595万5千円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと8.9パーセントの増となっております。

予算の当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正は第2表で、2ページをご覧ください。第3条の市債の補正は第3表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず歳入であります。2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は1千477万8千円の減額であります。2項自動車重量譲与税は2千708万2千円の減額であります。

8款1項自動車取得税交付金は1千23万8千円の減額であります。

11款1項地方交付税は2億3千410万2千円の追加で、特別交付税であります。

15款国庫支出金1項国庫負担金は1千827万7千円の減額で、現年公共土木施設災害復旧事業費負担金であります。2項国庫補助金は9千140万8千円の追加で、学校施設環境改善交付金等であります。

16款県支出金1項県負担金は461万5千円の追加で、東日本大震災災害救助費繰替支弁金であります。3項委託金は150万5千円の追加で、道路維持費委託金であります。

22款市債は1億10万円の減額であります。第3表、市債補正でご説明いたします。

4ページをお開き願います。

以上の結果、歳入合計は1億6千115万5千円を追加し、予算の総額を180億595万5千円といたすものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源69.7パーセント、特定財源30.3パーセントであります。

次に、歳出であります。2款総務費1項総務管理費は2億1千879万8千円の追加で、財政調整基金への積立金であります。

3款民生費5項災害救助費は、財源補正であります。

6款農林水産業費3項水産業費は20万3千円の減額。4項漁港整備費は、財源補正であります。

7款1項商工費は142万5千円の減額で、なまはげ館二期工事実施設計業務委託料であります。



8款土木費2項道路橋りょう費は4千461万3千円の減額で、除雪費及び道路舗装改良事業費であります。5項住宅費は393万8千円の減額で、公営住宅建設事業費であります。6項港湾費は371万5千円の減額で、船川港築港100周年記念事業費であります。

10款教育費は、次のページになりますが、4項中学校費は、財源補正であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費は374万9千円の減額で、工事費の確定に伴う減額であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様1億6千115万5千円を追加し、予算の総額を180億595万5千円といたすものであります。

これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費60.5パーセント、投資的経費12.4パーセント、その他の経費27.1パーセントであります。

7ページをご覧ください。

第2表は繰越明許費の補正であります。

まず追加であります。8款土木費3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業費負担金は281万1千円を繰越措置いたすものでございます。

8ページをお開き願います。

次に、変更であります。6款農林水産業費1項農業費の経営体育成基盤整備事業費負担金は300万円に変更いたすものであります。

9ページをご覧ください。

次に、第3表は市債の変更であります。事業費の確定に伴う補正で、市債の限度額について申し上げます。

市単独運行バス事業は270万円を減額し3千20万円に、地上デジタルテレビ中継局整備事業は460万円を減額し790万円に、県営漁港事業は10万円を減額し890万円に、なまはげ館整備事業は150万円を減額し990万円に、社会資本整備総合交付金事業は220万円を増額し5千570万円に、道路改良事業は220万円を減額し1千420万円に、公営住宅建設事業は890万円を減額し1億1千160万円に、男鹿東中学校施設整備事業は6千970万円を減額し2億3千220万円に、現年公共土木施設災害復旧事業は1千260万円を減額し2千380万円に、それぞれ変更いたすものであります。

以上で、議案第45号平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

次に、議案第50号男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、議案書の6ページをご覧くださいと存じます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うもので、主な改正点についてご説明申し上げます。

1点目としては、年金所得者の申告手続の簡素化のため、市民税の申告において公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不用としたこと。

2点目として、固定資産税に係る平成24年度評価替えに伴い、土地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置を講じたもので、住宅用地の据え置き特例を廃止するものであるが、平成24年度及び平成25年度分に限り、負担水準により据え置き特例を適用する経過的な措置を設けるとともに、商業地と農地については現行制度を継続することとしたこと。

3点目として、地域決定型地方税制特例措置に係る課税標準の軽減割合を、公共下水道を使用する者が設置した除外施設は4分の3、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設は3分の2としたこと。

4点目としては、東日本大震災に伴う警戒区域設定指示区域内における軽自動車税及び原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域における国民健康保険税に係る特例措置等の改正が行われたことなどにより、所要の改正を行う必要があることから、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

なお、お手元に配付しております新旧対照表につきましては、後ほどご覧くださいと存じます。

次に、議案第52号平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをご覧ください。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5億770万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ169億1千770万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと3.1パーセントの増となっております。  
予算の当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の債務負担行為の補正は第2表で、第3条の市債の補正は第3表で、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず歳入であります。16款県支出金2項県補助金は1億4千293万7千円の追加で、農業生産施設復旧支援事業費補助金及び漁業生産施設復旧支援事業費補助金などがあります。

19款1項繰入金は3億4千584万7千円の追加で、財政調整基金からの繰入金であります。

21款諸収入5項雑入は331万6千円の追加で、全国市有物件災害共済金であります。

22款市債は1千560万円の追加であります。第3表、市債補正でご説明申し上げます。

以上の結果、歳入合計は5億770万円を追加し、予算の総額を169億1千770万円といたすものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源71.9パーセント、特定財源28.1パーセントであります。

4ページをお開き願います。

次に、歳出であります。2款総務費1項総務管理費は、財源補正であります。

3款民生費1項社会福祉費は101万2千円の追加で、炭火炉収納庫補修工事費などがあります。2項児童福祉費は37万6千円の追加。

4款衛生費2項清掃費は112万9千円の追加で、災害ごみの埋め立て用の覆土の山砂の購入費であります。

6款農林水産業費1項農業費は8千537万6千円の追加で、暴風破損ビニール処理業務委託料及び農業生産施設等復旧支援事業費補助金などがあります。2項林業費は50万円の追加、3項水産業費は3億7千583万5千円の追加で、漁業生産施設等復旧支援事業費補助金及び漁業集落排水事業特別会計への繰出金などがあります。

4項漁港整備費は200万円の追加で、漁港の漂着ごみ処理に要する経費であります。

7 款 1 項商工費は 1 千 2 1 1 万 2 千円の追加で、加茂青砂緑地公衆トイレ災害復旧工事費などであります。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費は 1 千 8 7 7 万 2 千円の追加で、なまはげライン交差点改良工事費などあります。4 項都市計画費は 1 0 8 万 7 千円の追加で、下水道事業特別会計への繰出金であります。

1 0 款教育費 3 項小学校費は 2 5 9 万 9 千円の追加で、船川南小学校グラウンドバックネット建替工事費であります。4 項中学校費は 1 9 0 万 8 千円の追加で、施設の修繕に要する経費などあります。

次のページをご覧ください。

5 項社会教育費は 5 7 万 3 千円、6 項保健体育費は 1 8 7 万 6 千円、7 項幼稚園費は 5 4 万 5 千円のそれぞれ追加で、施設の修繕に要する経費などあります。

1 1 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費は 2 0 0 万円の追加で、門前漁港防波堤の測量設計業務委託料であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 5 億 7 7 0 万円を追加し、予算の総額を 1 6 9 億 1 千 7 7 0 万円といたすものであります。

これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費 6 2. 2 パーセント、投資的経費 1 3. 5 パーセント、その他の経費 2 4. 3 パーセントであります。

次に、6 ページをお開き願います。

第 2 表は債務負担行為の追加であります。

暴風被害復旧支援資金利子補給費補助金は、期間を平成 2 5 年度から平成 3 3 年度まで、限度額を 1 千 7 8 3 万 5 千円といたすものであります。

7 ページをご覧ください。

第 3 表は市債の変更であります。事業費の確定に伴う補正で、市債の限度額について申し上げます。

道路改良事業は、限度額を 1 千 5 6 0 万円追加し 5 千 2 0 万円に変更いたすものであります。

以上により、本年度の市債合計は 1 4 億 2 7 0 万円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第 4 5 号、第 5 0 号及び第 5 2 号を一括して補足説明をいたしました。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第46号及び第47号について、加藤市民福祉部長の説明を求めます。加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） おはようございます。

私からは、議案第46号並びに議案第47号について、補足説明させていただきます。

まず最初に、議案第46号平成23年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

本補正予算は、3月定例会以降、歳出において、一般被保険者療養給付費に不足が生ずる見込みになったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このとおりの承認を賜りたいというものでございます。

まず、条文の第1条の予算の当該区分ごとの金額につきましては、第1表、歳出予算補正によってご説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正であります。2款保険給付費1項療養諸費は1千234万1千円の追加で、一般被保険者療養給付費であります。

6款共同事業拠出金1項共同事業拠出金は1千234万1千円の減額で、保険財政共同安定化事業拠出金であります。

以上で、議案第46号平成23年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

次に、議案第47号平成23年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

本補正予算は、3月定例会以降、介護報酬の平成24年度改定に伴うシステム改修費の繰越明許費を措置することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このとおりの承認を賜りたいというものでございます。

まず、条文の第1条は、地方自治法第213条第1項の規定により、第1表をもっ

て繰越明許費とするものであります。

3 ページをお開き願います。

第1表は繰越明許費であります。1款総務費3項介護認定審査会費の介護保険法改正対応システム改修事業651万円を繰越措置をいたすものであります。

以上で、議案第47号平成23年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わりますが、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第48号、第49号、第53号及び第54号について、渡辺産業建設部長の説明を求めます。渡辺産業建設部長

【産業建設部長 渡辺敏秀君 登壇】

○産業建設部長（渡辺敏秀君） おはようございます。

私からは、議案第48号、49号、53号、54号について、補足説明させていただきます。

まず、議案第48号平成23年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお願いします。

本補正予算は、平成24年3月男鹿市議会定例会以降、平成23年度流域下水道建設負担金及び市債の確定に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、このたび、ご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、補正後の予算総額を17億8千53万7千円とするものであります。

当該区分ごとの金額につきましては第1表で、繰越明許費につきましては第2条の第2表で、市債の補正は第3条の第3表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず歳入であります。7款市債1項市債は200万円の減額で、事業費の確定によるものであります。

以上の結果、歳入合計は200万円を減額し、予算の総額を17億8千53万7千円といたすものであります。

4 ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。2 款建設費 1 項公共下水道建設費は 1 1 6 万 5 千円の減額で、事業費の確定によるものであります。

3 款流域下水道建設費 1 項流域下水道建設費は 4 3 万 7 千円の減額で、事業費の確定によるものであります。

4 款公債費 1 項公債費は 3 9 万 8 千円の減額で、起債償還額の確定によるものであります。

以上の結果、歳出合計は 2 0 0 万円を減額し、予算の総額を 1 7 億 8 千 5 3 万 7 千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。

第 2 表は繰越明許費であります。

3 款流域下水道建設費 1 項流域下水道建設費、流域下水道事業建設負担金の繰越であります。流域下水道処理場に係る事項により 4 8 万 8 千円を繰越するものであります。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表は市債補正であります。起債の目的は、公共下水道建設事業では限度額を 1 5 0 万円減額し 2 億 9 千 4 3 0 万円に、流域下水道建設事業では 5 0 万円減額し 8 4 0 万円に、それぞれ変更いたすものであります。

なお、起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率 5 パーセント以内、償還の方法は補正前と同じであります。

以上で、議案第 4 8 号平成 2 3 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の説明を終えさせていただきます。

次に、議案第 4 9 号平成 2 4 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1 ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成 2 4 年 3 月男鹿市議会定例会以降、平成 2 3 年度市債の確定などに伴う予算措置について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分させていただきましたので、このたび、ご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第 1 条は、歳入歳出それぞれ 4 0 万 3 千円を減額し、補正後の予算総

額を2億6千767万3千円とするものであります。

当該区分ごとの金額につきましては第1表で、市債の補正につきましては第2条の第2表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず歳入であります。4款繰入金1項繰入金は20万3千円の減額で、起債償還額の確定によるものであります。

7款市債1項市債は20万円の減額で、事業費の確定によるものであります。

以上の結果、歳入合計は40万3千円を減額し、予算の総額を2億6千767万3千円といたすものであります。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。2款建設費1項漁業集落排水費は12万2千円の減額で、事業費の確定によるものであります。

3款公債費1項公債費は28万1千円の減額で、起債償還額の確定によるものであります。

以上の結果、歳出合計は40万3千円を減額し、予算の総額を2億6千767万3千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は市債補正であります。起債の目的は漁業集落排水施設建設事業で、限度額を20万円減額し1億600万円に変更いたすものであります。

なお、起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率は5パーセント以内、償還の方法は補正前と同じであります。

以上で、議案第49号平成23年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終えさせていただきます。

次に、議案第53号平成24年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、平成24年4月3日から4日の暴風による停電に伴うマンホールポンプ汚水転送作業費などを措置したもので、条文の第1条は、歳入歳出それぞれ



90万円を追加し、補正後の予算総額を15億4千672万7千円とするものであります。

当該区分ごとの金額につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず歳入であります。4款繰入金1項繰入金は90万円の追加で、一般会計からの繰り入れであります。

以上の結果、歳入合計は90万円を追加し、予算の総額を15億4千672万7千円といたすものであります。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は90万円の追加で、停電によるマンホールポンプからの汚水流出防止のため、バキューム車発動発電機による転送作業などのための経費であります。

以上の結果、歳出合計は90万円を追加し、予算の総額を15億4千672万7千円といたすものであります。

以上で、議案第53号平成24年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終えさせていただきます。

次に、議案第54号平成24年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、平成24年4月3日から4日の暴風波浪による処理場及び汚水施設の災害復旧工事費などを措置したもので、条文の第1条は、歳入歳出それぞれ801万円を追加し、補正後の予算総額を1億3千765万4千円とするものであります。

当該区分ごとの金額につきましては第1表で、市債の補正は第2条の第2表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず歳入であります。4款繰入金1項繰入金は201万円の追加で、一般会計から

の繰り入れであります。

7款市債1項市債は600万円の追加で、漁業集落排水施設災害復旧債であります。以上の結果、歳入合計は800万1千円を追加し、予算の総額を1億3千765万4千円といたすものであります。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。1款漁業集落排水費1項漁業集落排水費は801万円の追加で、暴風等により被災した門前及び入道崎処理場の防護柵等の復旧のための経費であります。

以上の結果、歳出合計は801万円を追加し、予算の総額を1億3千765万4千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は市債補正であります。起債の目的は漁業集落排水施設災害復旧事業で、限度額を600万円といたすものであります。

なお、起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率5パーセント以内、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第54号平成24年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終えさせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第51号について、小玉教育次長の説明を求めます。

小玉教育次長

【教育次長 小玉一克君 登壇】

○教育次長（小玉一克君） おはようございます。

それでは、私から、議案第51号男鹿東中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について、補足説明させていただきます。

はじめに、男鹿東中学校屋内運動場は昭和49年に建設されており、新耐震基準施行以前に建築された建物であることから、平成21年度に耐震診断を行ったところ、「倒壊・崩壊する危険性が高い」と判定されたため、現在地に改築をするものであります。

改築建物の概要についてであります。構造は鉄骨造り2階建て、1階床面積1千

291.82平方メートル、2階床面積305.48平方メートル、延床面積1千597.30平方メートルであります。これは、現屋内運動場より437.30平方メートルの増となっておりますが、1階に部室、男女更衣室など、2階には部室のほか会議室、多目的スペースを新たに設けたことによるものであります。

完成工期につきましては、来年1月までとしております。

次に、建築工事に係る入札の状況についてであります。市内建築A級業者4者に指名通知をし、4月24日に開札を執行。落札業者は、議案にございますように男鹿市船越字内子294番地1616、藤田建設株式会社代表取締役 藤田隆一、落札額は2億8千194万3千900円、うち消費税は1千342万5千900円であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番小松議員

○15番（小松穂積君） お願いいたします。

今回、災害関係の方の、前に協議会、全員協議会もやりまして、本日あがってきておりますけれども、教育施設関係については、さきの教育厚生委員会の中で早めに対応しなければいけないということで、既定予算の中で処理させてほしいというふうなお話でしたが、今回新たな補正の部分もあるし、公共施設のそういう修理・修繕対応について、教育関係の方はそれを承ってございましたけれども、ほかのやつもかなり、特に公営企業の関係、あっ、下水道とか漁集の関係とか、そういう部分についても今補正あがってきておりますけれども、これは、この後、それらを対応していくのかどうかですね、既に必要部分については、運営上支障があるので、その部分については処置しているのかどうか、その関係についてお知らせ願いたいと思います。

それから、機材倉庫とか、それからちょっといっぱいあったのであれですけども、三、四点、附属施設、公共施設の附属施設的なものの修繕費が今回、私の今、目では三、四点見えましたけれども、これは今回のその暴風関係で起きたことなのか、それとも従来から少しずつ弱ってきて、このたび、ついでという言葉は非常に申しわけないんですけども、そういうふうな形で予算措置してきているのかどうかですね。さらに、今後そういう、議会に諮らなくてもいい予算措置の中で、少額の部分ではその都度都度、こう補正なり、あるいは年度計画の中でござって入っている場合もあるか

と思うんですけれども、そういうふうな修繕計画というものは持っているのかどうかですね、そういうのについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、繰越明許がちょっとあるんですけれども、先ほど市民福祉部長のところの繰越明許については、県の審査会の方の都合によりというふうなお話でありましたけれども、そのほかにも、建設の方にも繰越明許、補正もあったり、それから新たなものもあったりしております。それぞれ理由が、市の都合なのか、あるいは相手、相手が悪いといえれば変ですけれども、利益とか何とかというところは、そういう組織もありますから、そちらとの関係で繰越をしなければならない事由に至ったというふうなことなのかもしれませんけれども、その辺についても少し詳しくお話をいただければありがたいというふうなことです。

それから、最後に今、東中学校の契約の関係がございましたけれども、私の勘違いかもしれませんけれども、従来、契約関係については財政の方で担当していたように私は思うんですけど、私間違っていればあれですけれども、もしかすれば建設なのかもしれませんけれども、当該、それぞれ議会に諮る請負契約の締結の問題については、それぞれが所管している部分のところ、ただいまの場合は教育次長から説明があったわけですが、そういう形になっているのか、ちょっと私、勘違いしてるのかもしれませんが、その辺について、もしやり方が変更になったのであれば、そういうことだということ、説明願えればというふうに思います。私の勘違いがあるかもしれませんが、ちょっと確認ということでよろしくお願ひします。

○議長（吉田清孝君） 渡辺産業建設部長

【産業建設部長 渡辺敏秀君 登壇】

○産業建設部長（渡辺敏秀君） 私からは、下水道事業、漁業集落排水等の復旧状況についてご説明申し上げます。

今回の暴風による停電によりまして、特に下水道事業の方につきましては、マンホールポンプ、汚水防止のためバキュームによる転送作業と発電によるポンプの運転に要した経費を今回改めて計上させていただきました。

それから、漁業集落排水につきましては、門前の処理場のフェンス、屋根、石積みのかさ上げ、または入道崎処理場のフェンスが傾斜しており被害を受けましたので、この復旧に今度要する経費として新たにあげております。

また、さきの暴風に伴う停電によるマンホールポンプ等の流出と、汚水の流出防止のため、バキュームカーによる転送作業につきましては、今回あげさせていただきます。

それから、このほかに門前の処理場につきましては、復旧に係る工事請負費と漂着ごみの撤去や、それから浄化槽の清掃手数料、入道崎処理場については工事請負費、また、宮沢地区のバキュームカーによる転送作業に要した手数料など、合計801万円ほどを追加してあげております。

なお、門前の処理場のフェンスの復旧につきましては、今後予定されております災害査定を申請しまして、災害関連復旧事業として国庫補助事業をお願いしたいとして県の方と現在協議しておる状況でございます。現段階では災害復旧事業としての事業採択が未確定のため、今回、まだはっきりその辺についてはまだ協議中ということでご了承をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） 介護保険の関係で繰越明許ですけれども、これ24年度の国の介護報酬等の改定がありました。それが3月ぎりぎりに決まったというふうなことで、そのシステムの改修ができなかったりというふうなことで繰越をさせてもらうというふうなことでございます。

○議長（吉田清孝君） 渡辺産業建設部長

【産業建設部長 渡辺敏秀君 登壇】

○産業建設部長（渡辺敏秀君） はじめに、下水道の方の繰越明許費についてですけれども、繰越明許費の理由ですけれども、秋田湾雄物川流域下水道処理場の汚泥の濃縮槽の脱臭槽というのが配置計画を委託業務に出したわけですけれども、県の方でこの完成につきまして、成果品があがるまで非常に日数を要したため繰り越ししたいという県の方からの理由でありました。

あと、急傾斜地については、県の方の事業の拡大ということでいただいております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 小玉教育次長

【教育次長 小玉一克君 登壇】

○教育次長（小玉一克君） お答えいたします。

このたびの男鹿東中学校の運動場の建築工事ということで、私の方から補足説明をさせていただきます。このことにつきましては、さきの3月定例議会におきまして教育費に予算措置をさせていただいておるものでございます。所管の課といたしましては教育委員会でございますけれども、その入札関係、直接、入札事務に係る部分につきましては財政課の方で入札を執行いたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

終わります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○15番（小松穂積君） ちょっと休憩して。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番

○15番（小松穂積君） 一般の方、52号の、具体的に言いましょう。補正のところで、12ページに社会福祉費の中に炭火炉収納庫補修工事というのがあったり、それから、16ページに、道路舗装改良事業費の中、あっ、失礼失礼、道路維持費の中に資機材保管倉庫建替工事とかですね、それから、体育施設の中で用具保管庫倉庫建替工事というのがありまして、これは24年度の予算の中なんです、これは今回の災害との関係があるのかどうかというふうなことがまず一つの質問の趣旨であります。

次に、こういう関連施設があるわけですが、そういうものについての維持管理と申しましょうか、そういう補修計画などは、それぞれの部署でお持ちなのかどうかということをお尋ねしたところであります。

それから、もう1点は、ただいま教育次長から説明を受けまして、入札のやり方、あるいは説明の方法については理解をいたしました、起債の中で東中学校の部分が6千万円くらい減額補正になっておりますが、これは何かの理由があるのかなという

ふうに思っていますけれども、この辺の説明をひとつお願いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） 社会福祉費の老人福祉費の中にあります炭火炉の改修、これは五里合の中石にあります炭焼きの釜とか入っているそのプレハブの住宅でございます。これは老人クラブ連合会の方で高齢者の生きがいづくり、健康づくり事業というふうなことで委託しております。その収納している、釜を収納しているプレハブが、今回の災害で被害を受けたというふうなことで、計画的に単年度でこの事業でやりたいというふうなことであります。

○議長（吉田清孝君） 渡辺産業建設部長

【産業建設部長 渡辺敏秀君 登壇】

○産業建設部長（渡辺敏秀君） 私の方からは、道路橋りょう費、道路維持費の2目の方ですけれども、資材の保管倉庫、これにつきましては、現在、サンワーク向かいに建設課の資材置き場、または融雪剤の保管庫というふうにして現在ございます。それが今回の風で倒壊しましたので、これを新たに建てたいということでございます。

それから、修繕計画については現在特別、計画は持ち合わせてはございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 小玉教育次長

【教育次長 小玉一克君 登壇】

○教育次長（小玉一克君） お答えいたします。

教育費の国庫補助金に係る部分でございます。これにつきましては、学校施設環境改善国庫交付金でございますけれども、6千970万円でございます。これにつきましては、全国の自治体からの施設整備計画の総額が国の予算内となったことで耐震化を推進する計画に重点的に配分されたため、1平方メートル当たりの単価の増によりまして、このたびの交付金となっておりますものでございます。それに伴いまして、男鹿東中学校の施設整備事業債が減額となっておりますものでございます。

それとあわせまして、プレハブ収蔵施設の破損解体に係る部分でございますが、これにつきましては、このたびの強風によるものでございまして、従来からの修繕に係る計画等はなかったものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君） あと質問ではありませんけれども、予算措置もされましたし、どうぞ市民の方、あるいは学校関係のところで不便のないように、ひとつ事を早く進めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（吉田清孝君） 15番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本10件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって本10件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第45号から第54号までを一括して採決いたします。本10件については、原案のとおり可決及び承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45から第54号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

---

#### 日程第4 議案第29号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議案第29号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議会案第29号を採決いたします。本件については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって議会案第29号については、原案のとおり可決されました。

この際、本件の公布手続等のため、暫時休憩いたします。

---

#### 男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

男鹿市議会委員会条例(平成17年男鹿市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

午前11時19分 休 憩

---

午後 2時25分 再 開

○議長(吉田清孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長(吉田清孝君) 日程第5、男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1

項の規定により、指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって委員を指名いたします。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会

佐藤誠さん 船橋金弘さん 高野寛志さん 中田謙三さん 笹川圭光さん

吉田清孝さん

教育厚生委員会

三浦桂寿さん 中田敏彦さん 蓬田信昭さん 安田健次郎さん 古仲清紀さん

小松穂積さん 戸部幸晴さん

産業建設委員会

畠山富勝さん 三浦利通さん 佐藤巳次郎さん 吉田直儀さん 米谷勝さん

土井文彦さん

議会運営委員会

佐藤誠さん 畠山富勝さん 三浦利通さん 吉田直儀さん 安田健次郎さん

米谷勝さん 中田謙三さん

○議長(吉田清孝君) ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、そ

れぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、これより各常任委員会及び議会運営委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休 憩

---

午後 4時00分 再 開

○議長(吉田清孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝君） 各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員長には高野寛志君、同じく副委員長には佐藤誠君。教育厚生委員長には小松穂積君、同じく副委員長には蓬田信昭君。産業建設委員長には三浦利通君、同じく副委員長には米谷勝君。議会運営委員長には畠山富勝君、同じく副委員長には安田健次郎君。

以上のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休 憩

---

午後 4時01分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第6 議会広報特別委員会委員の辞任

○議長（吉田清孝君） 日程第6、議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題いたします。

小松穂積君、佐藤巳次郎君、蓬田信昭君、米谷勝君、佐藤誠君及び土井文彦君から、議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、小松穂積君、佐藤巳次郎君、蓬田信昭君、米谷勝君、佐藤誠君及び土井文彦君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 4時02分 休 憩

---

午後 4時02分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第7 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（吉田清孝君） 日程第7、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、佐藤誠君、土井文彦君、三浦利通君、蓬田信昭君、吉田直儀君及び佐藤巳次郎君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、佐藤誠君、土井文彦君、三浦利通君、蓬田信昭君、吉田直儀君及び佐藤巳次郎君が議会広報特別委員会委員に選任されました。

委員会条例第10条第1項の規定により、これより議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時04分 休 憩

---

午後 4時36分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝君） 議会広報特別委員会及び予算特別委員会において正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会広報特別委員会委員長には土井文彦君、副委員長には蓬田信昭君。予算特別委員長には三浦桂寿君、副委員長には土井文彦君。

以上のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第8 男鹿市農業委員会委員の推せん

○議長（吉田清孝君） 日程第8、男鹿市農業委員会委員の推せんを議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、男鹿市農業委員会の議会推薦の農業委員は2人とし、その推薦については指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員2人については、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿市農業委員会委員に中田敏彦君、船橋金弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中田敏彦君、船橋金弘君が男鹿市農業委員会委員に推薦されました。

---

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて5月臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

---

午後 4時40分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 米 谷 勝

議 員 高 野 寛 志